

学習指導についての留意点（2月5日改訂）

1 各教科等の指導について

(1) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「令和版 学びわくわく熊本市の授業づくり」をもとに、「教える」授業から「学びとらせる」授業への転換を図ること。

(2) 各教科について

ア 感染リスクの高い教育活動

以下に掲げるものなど「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、一時的に停止すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、上に例を挙げる活動以外であっても、以下の点に留意すること。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、一時的に停止すること。

イ 特に体育の授業に関して

- ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せず、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用すること。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

(参照)

- ① 令和2年12月8日付、2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ② 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) (文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

2 各教科の未指導内容の取扱いについて

(1) 最終学年（中学3年生および小学6年生）以外の学年については、未指導内容がある場合の対応については、未指導内容を明確にした上で、下記の通知を参考に令和3年度（2021年度）又は令和4年度（2022年度）までの教育課程を見通して、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成すること。

(参照)

- ① 令和2年（2020年）5月15日付、2初教課第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20200622-mxt_koukou02-000008072_5.pdf
- ② 令和2年（2020年）6月5日付、2初教課第5号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ③ 令和2年（2020年）7月17日付、2初教課第11号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（第2報）（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200717-000007000-mxt_kyoiku01_1.pdf
- ④ 令和2年（2020年）8月13日付、2文科初第713号「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200813-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(2) 最終学年の未指導内容がある場合の対応について

「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、一時的に停止すること。その際、令和3年（2021年）1月26日付、教指発第1147号「新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた小学校、中学校等における対応に関する留意事項について（第2報）（通知）」に示した「感染リスクが高く、学校で活動を控える学習活動とその代替活動」やICT活用を含め、できる限り実施すること。

このような各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難で、未指導内容がある場合は、令和2年（2020年）6月5日付、2文科初第382号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージについて（通知）」により示された「各学年の課程の修了又は卒業認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。」を基本的な考え方とし、弾力的に対応すること。

ただし、小学校6年生については、未指導内容がある場合は、中学校と連携して対応すること。

※未指導内容とは、学習指導要領に基づいた必ず指導しておかなければならない内容のうち、指導できていないもの。

(参照)

- ① 令和2年（2020年）6月5日付、2文科初第382号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージについて（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200605_mxt_kouhou02_000007000-1.pdf